

入札の公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 並びに標津町財務規則（平成 12 年規則第 12 号。以下「財務規則」という。）第 101 条及び第 103 条の規定に基づき、条件付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 8 日

標津町長 山口 将 悟

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 標津町防災行政無線更新整備事業 防災行政無線更新整備工事
- (2) 工事場所 標津町
- (3) 工 期 契約締結日の翌日（22 の(4)を参照。）から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 工事概要 市町村デジタル同報通信システムとして構成。親局設備工事・遠隔制御設備工事
・再送信子局設備工事・屋外拡声子局設備工事・戸別受信装置設備工事・非常用親局設備工事、総合調整試運転及び既存撤去

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設共同企業体であって、単体企業にあつては(1)の要件を、特定建設共同企業体にあつては(2)の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 発注工事に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- ウ 標津町における電気工事及び電気通信工事の競争入札参加資格が格付又は登録されていること。
- エ 標津町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の標津町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 過去 15 年間（平成 20 年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工し、完成引渡した実績を有すること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- キ 根室振興局管内に主及び従たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に 3 か月以上継続して雇用関係のある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
なお、工事 1 件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。
- ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- コ 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該

当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号。以下「旧商法」という。）第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（旧商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ス 標津町の町税について未納がないこと。（法人にあっては代表者を含む。）

(2) 特定建設共同企業体の要件

ア 代表者は標津町における電気工事及び電気通信工事の競争入札参加資格の格付又は登録されていること。代表者以外の構成員は、標津町における電気工事又は電気通信工事の競争入札参加資格の格付又は登録されていること。

イ 構成員は、2の(1)のア、イ、エからク、コからシまでの要件をすべて満たしていること。ただし、ウ、カの要件は、構成員の1社以上が満たすこと。

ウ 共同企業体は、2の(1)のケの要件を満たしていること。

エ 構成員の数は、2社又は3社であること。

オ 根室振興局管内及び釧路総合振興局管内に主及び従たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号別表又は別紙二（2）の「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

カ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上の単体企業又は協業組合であること。

キ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上（2社の場合30%以上、3社の場合20%以上）であること。

ク 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書
- ウ 類似工事施工実績調書（様式第2号）

エ 類似工事施工実績を証する書面（標津町発注工事又はコリズ登録工事を類似工事実績とする場合には、工事施工実績証明書（様式第3号）又はこれに代わる書面（契約書の写し並びに共同企業体協定書及び特定（一般）建設共同企業体附属協定書の写し等）の添付は必要としない。）

オ 工事配置予定技術者調書（様式第4号）

カ 特定関係調書（様式第8号）（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は特定関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

(2) 提出期間 令和6年4月11日（木）から令和6年4月19日（金）までの、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町役場 建設水道課 建設管理担当（電話 0153-85-7247）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出書類の入手方法

(3)において(2)の期間中無償で配付するほか、標津町ホームページにおいてダウンロードできる。

「<https://www.shibetsutown.jp/>」

(6) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料を入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面（様式は任意）により町長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和6年4月30日（火）

イ 提出場所 3の(3)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はEメールとする。

(2) 町長は、(1)の説明を求められたときは、令和6年5月9日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

3の(3)に同じ。

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札日時 令和6年5月27日（月） 午前10時00分

(2) 入札場所 標津町役場会議室

(3) 入札方法

入札書、条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し（資格があると認められた通知）及び工事費内訳書を入札執行日前日の午後5時必着で郵送または持参すること。

8 郵便による入札

本工事は郵便による入札とする。（入札執行日前日の午後5時必着で郵送または持参すること。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第 167 条の 5 第 1 項の規定により町長が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

12 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 本工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間 令和 6 年 4 月 11 日（木）から令和 6 年 5 月 20 日（月）までの休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 標津郡標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号 標津町役場 建設水道課
※希望される場合は、E メールによることとして差し支えない。設計図書等のデータ送信を希望される場合は、次のメールアドレスまで問い合わせ、その際、メール本文に入札執行年月日、工事名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を明記すること。（E メール：kensetsu@shibetsutown.jp）

(2) 設計図書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出期限 令和 6 年 4 月 11 日（木）から令和 6 年 5 月 20 日（月）までの休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法 12 の(1)に同じ。

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期限 令和 6 年 4 月 11 日（木）から令和 6 年 5 月 20 日（月）までの休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 閲覧場所 入札参加希望者全業者に FAX 及び E メールにて回答する（質問者の名前は付さない）。

13 支払条件

(1) 前金払 契約金額の 4 割に相当する額以内とする。

(2) 部分払 部分払は 2 回以内で行う。

14 契約書作成の要否
必要とする。

15 予定価格等
(1) 予定価格の事前公表 事前公表はしない。
(2) 最低制限価格 設定している。

16 入札の無効
この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び標津町競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、町長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けて入札時点において指名停止を受けている期間中である者、その他、入札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

17 落札者の決定方法
財務規則第105条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは当該入札を失格とし、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

18 工事費内訳書の提出
初度の入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるので、あらかじめ作成の上、郵送または持参すること。（入札執行日前日の午後5時必着で郵送または持参すること。）
なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

19 入札の中止等
入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。
また、入札執行の際、入札者が2者未満の場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び資料の作成費用並びに設計図書の購入費用は申請者の負担とする。

20 入札執行回数
入札の執行回数は2回までとする。

21 契約の時期
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約とする。

22 その他
(1) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業又は「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を町に提出し、町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、町が指定する様式により依頼すること。

- (2) 入札参加者は、標津町建設工事執行規則、標津町競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、標津町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 1の(3)でいう契約締結日の翌日とは、その日が休日に当たるときは、休日を経過した最初の日とする。
- (5) 2の(1)のイの参加資格に対応する建設業の種類は、電気工事業及び電気通信工事業です。
- (6) 2の(1)のカの関係
本工事と同種で、おおむね同規模と認められる工事は、次のとおりです。
国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合において電気工事の施工実績があること。
- (7) 2の(1)のサ関係
本工事に係る設計業務等の受託者は、(株)通電技術(札幌市)です。